

第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1. 業務名

第10期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、老人福祉法20条の8および介護保険法第117条に基づき、国・県の高齢者福祉や介護保険制度等の改正の状況を熟知し、「多賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）」（以下、「第9期計画」という。）の計画期間（令和6年度～令和8年度）における高齢者福祉施策の執行状況、介護給付実績および地域支援事業の実施に関する評価、また日常生活圏域における高齢者のニーズ等の調査を実施し、「多賀町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」（以下「第10期計画」という。）の計画期間（令和9年度～11年度）に対する課題を明らかにした上で、当町にふさわしい高齢者福祉・介護保険事業のあり方を目指した計画を策定することを目的とする。

3. 業務の期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 業務の体制

受託者は、本業務委託の遂行にあっては、責任者および担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応可能な業務体制を組むとともに、責任者および担当者は、受託者の正規職員で高齢者福祉および地方自治体の計画策定等に関する見識および経験を充分に有した者とすること。

5. 業務

委託事業は、令和7年度と令和8年度の年2箇年とする。

初年度はアンケート調査等の実施とその分析を行う。次年度はアンケートおよび現状分析結果と第9期計画の給付実績や事業等の課題の整理を十分に行った上で、国、県の動向を踏まえ第10期計画の計画策定を行う。

6. 業務内容

令和7年度：アンケート調査業務

実態把握のための調査方法、調査項目等の検討・提案を行うこと。調査実施後は回収した調査票の集計および分析を行い、その結果を第10期計画に反映させること。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査および在宅介護実態調査

（1）対象者 町内在住の者で以下の区分にあてはまる者

（ア）65歳以上の要介護認定者以外（約2,100人）

（イ）在宅の要介護認定者（約240人）

(2) 回収率（見込み）

概ね60%とする

(3) 調査方法

郵送による配布・回収とする

(4) その他

調査対象および内容については、より適切な方法があれば町に提案し協議すること。

②調査の業務内容

(1) 調査票の作成

- ・各調査の調査票を作成すること。
- ・質問項目は、厚生労働省・県・他自治体等の項目を参考にし、前回調査の調査票を精査し加除すること。

(2) 封筒・宛名作成

- ・調査票を送付するための発送用封筒を全対象者分作成すること。
なお、調査対象者リストは町からのデータ支給とする（リストは、氏名、住所、郵便番号、性別、生年月日、属性情報を含む。）ので、リストに基づき発送用封筒に宛名を記載すること。
- ・回答済調査票を返信するための返信用封筒（料金受取人払郵便）を全対象者分作成すること。返信用封筒の宛名は当町とすること。

(3) 封入・発送準備

- ・受託者は発送用封筒に調査票、返信用封筒等の文書を全て封入・封緘し、発送数を確認した上で郵送すること。調査票の発送および返送にかかる郵送料は、委託者の負担とする。

(4) 調査票の受領

- ・町で受領した回答済み調査票は、受託者が直接回収すること。

(5) 回答済調査票の点検・入力

- ・受託者は、回答済調査票を点検し、受領した調査票用紙は、受付順に整理して町へ返却すること。ただし、返信用封筒は受託者が裁断し処分すること。
- ・返信用封筒に、回答済調査票以外の文書が同封されている場合は、勝手に処分せずに受託者の負担により速やかに当町へ送付すること。

(6) 結果の分析

- ・受託者は、回答内容を集計し、その内容の分析を行うこと。
- ・データのグラフ化にあっては、単色印刷やコピーに対応できるものとすること。
- ・分析手法は、単純集計、クロス集計等によるものの他、より適切な方法があれば、町に提案し協議すること。

(7) 成果物

アンケート調査結果分析結果は、紙面および電子データで町に提供すること（各1部）

なお、電子データは、マイクロソフトWordおよびExcelを使用して閲覧および修正が可能な形式を用いること。

令和8年度：計画策定業務

第10期計画の策定にあっては、国で示される指針や法改正を熟知し、その内容を十分に踏まえながら、分析結果および当町の特性を充分に考慮した計画とすること。なお、他に計画に追加すべき適切な項目があれば、町に提案・協議すること。また、計画の策定にあたっては、町との協議のうえ、変更も踏まえ柔軟に対応すること。

- (1) 高齢者福祉および介護保険制度にかかる国、県および他の自治体の動向等の現状認識
- (2) 第9期計画期間中の介護給付実績の分析およびアンケート調査業務で得た結果の分析
- (3) 事業所及び関係団体向けのヒアリング調査
- (4) 本町の地域特性の把握、その課題の検討と提案
- (5) 各種基礎データ表の作成（将来の人口推計は人口ビジョンも参考とすること）
- (6) 基本理念・基本目標の検討
- (7) 見える化システムを利用して介護保険サービス見込み量の検討と提案。第10期介護保険料の推計
- (8) 2028年（令和10年）および2045年（令和27年）を見据えた給付費等の推移と分析
- (9) 介護保険料の算出
- (10) 地域包括ケアシステムの構築および地域共生社会の形成を見据えた取り組みにかかる検討と提案（地域支援事業等のあり方等）
- (11) 介護サービス基盤整備計画等に関する事項の検討と提案
- (12) 第10期計画書（案）および概要版の作成
- (13) 計画策定委員会の支援
第10期計画の策定委員会を予定（4回程度）しているので、会議に出席するとともに、会議資料の作成支援、議事録の作成を行うこと。
- (14) パブリックコメントの実施に係る支援
- (15) 法令改正に関する支援
福祉関係法令の情報提供を行い、当町において例規の改正が必要な場合は、的確な指摘と改正例を提示すること。
- (16) 成果品
 - ・アンケート調査報告書：120頁程度、1部（各種データ）
 - ・計画書本編（A4判、80頁程度、1色刷、表紙カラー）：100部
 - ・計画書概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：データ納品
 - ・上記データ一式

（電子データは、マイクロソフト社製WordおよびExcelを使用して閲覧および修正が可能な形式を用いること。）

7. 再委託等の禁止

- (1) この仕様書で示す業務の全てを一括して第三者に委託してはならない。また、責任者および主担当者は受託者が直接雇用したもの（正規職員）とすること。
- (2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面にて当町の承諾

を得ること。この場合において受託者は、業務に係る一切の責任を負うこと。

8. 進捗管理

当該委託業務の進捗管理を適切に行うとともに、第10期計画策定に係る打合せを隨時行うこと。

9. その他

- (1) 本仕様書に定めるもののほか、必要な事項については、その都度協議するとともに、町において指示を行う。
- (2) 著作権および版権については、委託者である当町に帰属するものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項に関しては、双方協議のうえ決定するものとする。
- (4) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (5) 当該計画にかかる事項について、今後新たな方針が国および県から示されるなど状況が変化した場合には、委託者と受託者による協議の上、本業務内容を変更することができる。
- (6) 本業務により得られた成果品および資料、情報等は、町の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。
- (7) 受託者は、当該業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (8) アンケート調査業務を実施する際は、個人情報に関する扱いを適正に対応することが必須であることから、企業としての個人情報保護等に関する公的資格であるJISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録していること。